

申請者氏名		第3号様式(別表第2関係)
-------	--	---------------

◎令和3年度における減免の特例として、持続化給付金等の新型コロナウイルス感染症による影響に係る対策として支給等されるものについては、非課税所得とならないものであっても下記の「給与収入等」及び「申請日前後6か月の合計所得金額」の算定には含めません。

収入状況チェックシート(特別区民税・都民税の減免):1枚目			該当したらチェック
①	令和2年の収入が、利子・配当・退職・譲渡・一時・先物取引(以下「利子等」という。)に係るもののみではない。(例)配当以外にも給与や事業収入がある。 →利子等のみである場合は、③での減収割合の判定ができないため減免対象になりません。判定対象外としているのは、利子等が一時的なもの・額の増減がその性質上予測されるものであり比較に馴染まないためです。		<input type="checkbox"/>
②	令和2年の合計所得金額(令和2年・令和3年(令和3年8月1日以降の申請の場合はその申請月以後6か月間を含みます。))に退職金収入がある場合(見込みも含む。)は、これを加算した額)が250万円以下である。 →超える場合は、減免対象になりません。		<input type="checkbox"/>
減収割合の判定 (ア-イ)÷アが3割以上である			<input type="checkbox"/>
③	令和2年の「給与収入等」の合計の1か月平均 「給与収入等」:不動産・事業・給与・山林・雑(先物取引に係るもの除く)所得に係る収入	ア	/
	申請日前月以前3か月の「給与収入等」の合計の1か月平均	イ	
下記計算によりA≤Bである			<input type="checkbox"/>
④	申請日前後6か月の所得合計から合計所得金額を算出	種別	2枚目・3枚目・4枚目から転記
		()所得	円
		()所得	円
		()所得	円
		()所得	円
	上記の所得を基に算出した合計所得金額(合計所得金額算出手順を参照)		A
減免基準額の計算	扶養人数による基準額		
	扶養している人数	α	人
	α=0のとき	45万円	
	α≥1のとき	35万円×(α+1)+31万円	円
	障害・寡婦・ひとり親・未成年区分該当による基準額		
納税義務者が 障害者・寡婦・ひとり親・未成年 のいずれかに該当する		135万円	エ
減免基準額:障害者等にあつては、ウかエのどちらか大きい金額		B	円

収入状況チェックシート(特別区民税・都民税の減免): 2枚目

●令和2年の合計所得金額の確認

令和3年度納税通知書に記載されていますので右のX欄に転記してください。

X

●令和2年・令和3年(令和3年8月1日以降の申請の場合はその申請月以後6か月間を含みます。)に退職金収入がある場合

支払者	支払(予定)日	収入額
Y 退職金収入合計		
X+Y 令和2年の合計所得金と退職金収入の合計		

●令和2年の「給与収入等」の合計

令和2年確定申告書や源泉徴収票等を参照して記入してください。

※「給与収入等」: 不動産・事業・給与・山林・雑(先物取引に係るもの除く。)所得に係る収入

種別	支払者、事業所、不動産(アパート名等)の名称	収入額
合計		

収入状況チェックシート(特別区民税・都民税の減免): 3枚目

不動産			事業(先物取引に係るもの以外)		
	収入	経費		収入	経費
6か月前			6か月前		
5か月前			5か月前		
4か月前			4か月前		
3か月前			3か月前		
2か月前			2か月前		
1か月前			1か月前		
申請月			申請月		
1か月後			1か月後		
2か月後			2か月後		
3か月後			3か月後		
4か月後			4か月後		
5か月後			5か月後		
合計			合計		
不動産所得(収入合計-経費合計)			事業所得(収入合計-経費合計)		

給与収入(実際に支払いがあった月)

(参考)給与所得の計算

6か月前	
5か月前	
4か月前	
3か月前	
2か月前	
1か月前	
申請月	
1か月後	
2か月後	
3か月後	
4か月後	
5か月後	
合計	
給与所得	← 合計給与収入を基に上記「(参考)給与所得の計算」から算出(★)

収入額(A)	給与所得
551,000 未満	0
551,000 以上 1,619,000 未満	A - 550,000
1,619,000 以上 1,620,000 未満	1,069,000
1,620,000 以上 1,622,000 未満	1,070,000
1,622,000 以上 1,624,000 未満	1,072,000
1,624,000 以上 1,628,000 未満	1,074,000
1,628,000 以上 1,800,000 未満	B × 60% + 100,000
1,800,000 以上 3,600,000 未満	B × 70% - 80,000
3,600,000 以上 6,600,000 未満	B × 80% - 440,000
6,600,000 以上 8,500,000 未満	A × 90% - 1,100,000
8,500,000 以上	A - 1,950,000

※ Bの求め方: $A \div 4,000 = a$ (小数点以下切捨) $\rightarrow a \times 4,000 = B$

★給与所得と公的年金等所得の合計額が10万円を超える方は各所得10万円を限度に合計した額から10万円を引いた額(10万円限度)を更に引きます。

●申請月以後6か月後までに退職が確定していない場合は、育児、介護、疾病等による休業に対し給付される育児休業給付金等は給与収入に含めた上で給与所得を計算します。

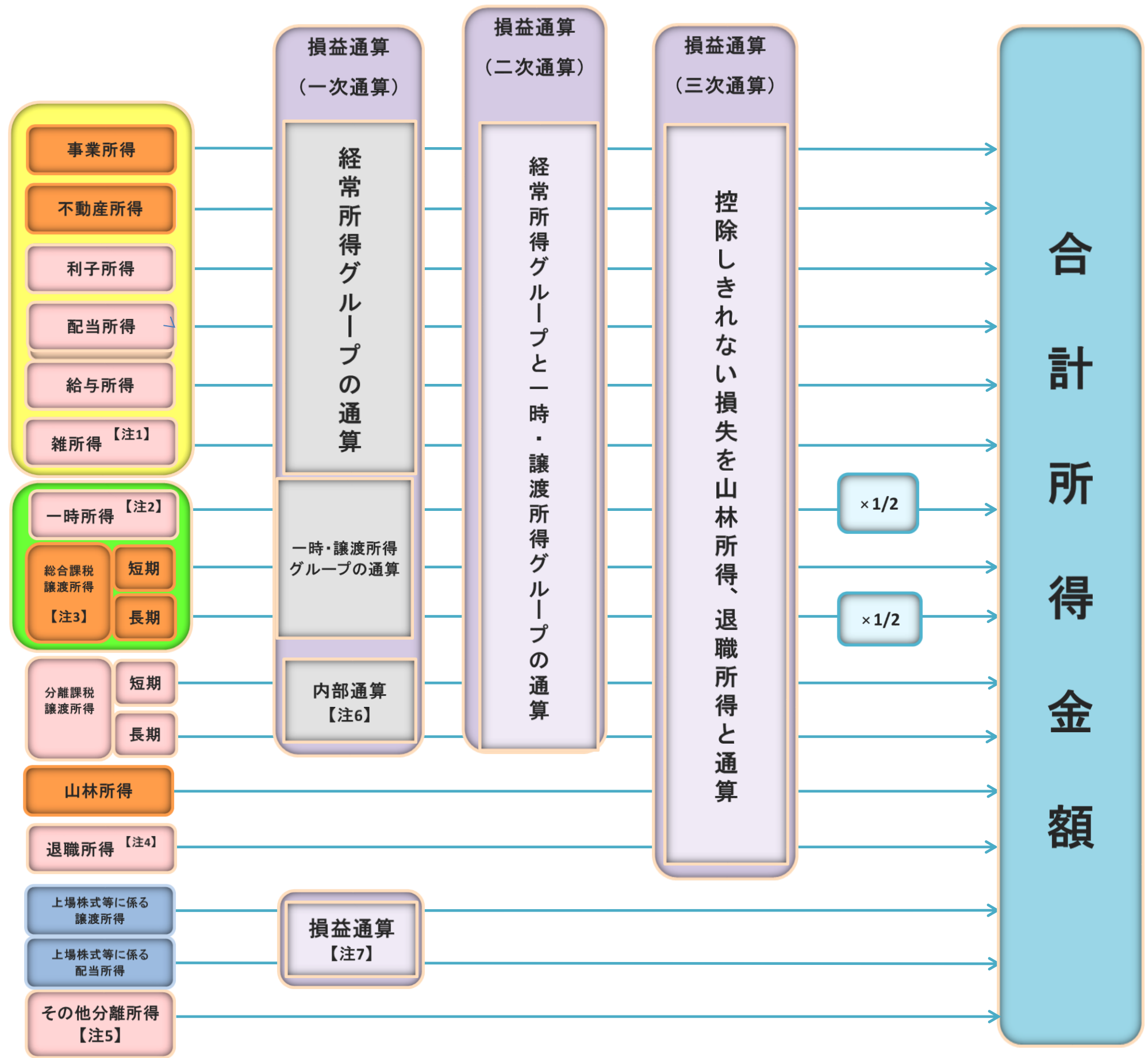
公的年金等雑収入

	収入	経費		収入	経費
6か月前			1か月後		
5か月前			2か月後		
4か月前			3か月後		
3か月前			4か月後		
2か月前			5か月後		
1か月前			合計		
申請月			雑所得(収入合計-経費合計)		

令和3年度における住民税の減免申請提出書類チェックリスト		チェック
1	本人確認書類の写し(免許証、パスポート等)	<input type="checkbox"/>
2	減免申請書・生活状況報告書・減免申請に当たっての宣誓書	<input type="checkbox"/>
3	収入状況チェックシート(1～4枚目)	<input type="checkbox"/>
4	申請月の前月以前6か月間の所得状況を証する書類 (例)給与明細書、育児休業給付金等の支給状況を証する書類、年金額改定通知書、月次試算表、取引残高報告書、取引報告書その他収支の状況が分かる書類	<input type="checkbox"/>
5	申請月以後6か月間の所得状況の見込みの根拠となる書類(用意できれば)	<input type="checkbox"/>
6	失業した場合は、離職票、退職証明書、廃業届等失業したことが分かる書類	<input type="checkbox"/>
7	退職金収入がある場合は、それを証する書類	<input type="checkbox"/>
8	減免基準額の計算上、「障害者」として135万円の適用を受けようとする場合は、障害者手帳(申請日において手続中の方は、申請書等)その他の障害の状況を証する書類	<input type="checkbox"/>
9	扶養者が海外居住である場合は、親族関係書類及び送金関係書類	<input type="checkbox"/>

※その他、状況に応じて必要な書類の提出を求める場合があります。(預金通帳等)

合計所得金額算出手順



【注1】 公的年金等に係る雑所得と公的年金等以外の雑所得を内部通算した金額を雑所得とする。

【注2】 総収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除し、特別控除額(最高50万円)を控除した金額を一時所得とする。

【注3】 総収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除し、特別控除額(最高50万円)を控除した金額を譲渡所得とする。なお、譲渡所得の特別控除(最高50万円)は、まず短期譲渡所得の譲渡益から差し引く。

【注4】 所得税の源泉徴収の対象になる場合は、退職所得は現年分離課税となり、他の所得とは通算されず、合計所得金額に含まれない。

【注5】 その他分離所得とは、先物取引に係る雑所得、一般株式等に係る譲渡所得を指す。

【注6】 分離譲渡所得は長期短期の間の通算のみ可能で、原則として他の所得と損益通算不可。ただし、特定居住用財産の譲渡損失は他の所得と損益通算可能。

【注7】 上場株式等の譲渡損失は、申告分離課税とした配当所得等とのみ通算することができる。

